

平成29年度第20回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出日：平成30年1月22日

担当部・課：財務部資産税課 [内線3112]

産業部産業推進課 [内線3545]

① 件名
石巻市企業立地促進等に係る同意集積区域における固定資産税の課税免除の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 「企業立地の促進による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、同法第20条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令」が平成29年7月25日に公布、同年7月31日から施行された。 今回の法律改正では、法律及び省令の題名変更を含め、課税免除対象設備がこれまでの製造業のみならず、卸売業等を含む幅広い事業等を対象とすることや国の基本計画の同意期限が延長された。
【目的】 関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な課税措置を講ずるもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成29年法律第47号） （旧 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）） 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成29年総務省令第55号） （旧 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）） 石巻市企業立地促進等に係る同意集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成21年6月24日条例第25号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成29年6月 2日 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の公布（平成29年7月31日施行） 7月25日 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定め省令の一部を改正する省令の公布（平成29年7月31日施行）

⑤ 主な内容		
1 改正内容		
	改正	現行
指定区域	石巻市全域（促進区域） 重点促進区域（下釜南部地区、魚町地区、工業港地区、上釜南部地区、須江地区1、須江地区2、石巻トゥモロービジネスタウン、湊西地区、鎮守大橋周辺地区） ※重点促進区域は、基本計画上、特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域であり、税の優遇措置については促進区域との相違なし。	石巻市全域（集積区域）
対象資産	土地、家屋、償却資産	土地、家屋、償却資産
取得価格要件	農林漁業及びその関連業種は取得価格の合計額が5,000万円を超えるものとし、それ以外は1億円を超えるものと規定。	農林漁業関連業種は取得価格の合計額が5,000万円を超えるものとし、それ以外は2億円を超えるもの。
その他	課税免除の前提となる国の基本計画の同意期限を平成31年3月31日まで1年延長	課税免除の前提となる国の基本計画の同意期限が平成30年3月31日まで
2 軽減内容 上記改正により取得した土地、建物、償却資産について、3年間課税免除		
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）		
【影響・効果】 指定区域内において、従前の課税免除対象業種を製造関連業種のみならず、卸売業等の分野にも拡充したことにより、より多くの企業の設備投資が図られる。 なお、課税免除による税減収分は、一部普通地方交付税で補填される。		
⑦ 他の自治体の政策との比較検討		
指定区域を有する市町村は同様に改正予定		
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日		
平成30年2月	市議会第1回定例会に「石巻市企業立地促進等に係る同意集積区域における固定資産税の課税免除条例」の改正について提案（公布の日から施行）	
5月	市報や市ホームページに掲載予定	
⑨ その他		